

福井市広告事業実施要綱福井市広告入り窓口用封筒無償提供にかかる仕様書

- 1 封筒設置期間 令和6年11月1日から令和11年10月31日までの5年間
※封筒のデザイン、広告の内容、行政情報の変更等に応じ年に1回程度変更可能であること。
- 2 初回納入期限 令和6年10月31日
- 3 封筒仕様

封筒の規格	角6 (横 162mm×たて 229mm)	角2 (よこ 240mm×たて 332mm)
見込み配布数	54,000 枚(1年あたり)	90,000 枚(1年あたり)
印刷に使用する色	2色刷り以上	
封筒の材質	個人情報記載された証明書等を封入するため、中が透けない色、材質とすること。	
広告規格	○市の業務内容等の掲載部分 封筒の表面及び裏面それぞれの上部の70% ○広告掲載部分 封筒の表面及び裏面それぞれの下部の30%	
梱包	1束100枚ごとに区分し、角2、角6の種別で納品	

4 設置場所及び見込納入数

設置部署名	所在地	見込み納入数(枚)	
		角 6 (54,000 枚)	角 2 (90,000 枚)
市民課(本庁)	福井市大手 3 丁目 10-1	38,000	32,000
東サービスセンター	福井市松城町 12-7	4,000	14,000
南サービスセンター	福井市花堂南 2 丁目 16-1	3,000	14,000
西サービスセンター	福井市湊 2 丁目 1705	2,000	6,000
北サービスセンター	福井市堀ノ宮 1 丁目 208	2,000	7,000
川西連絡所	福井市砂子坂町 5-58	1,000	1,400
森田連絡所	福井市下森田藤巻町 2	2,000	6,000
東足羽連絡所	福井市東郷二ヶ町 6-6	500	2,500
殿下連絡所	福井市風尾町 1-13	100	100
国見連絡所	福井市鮎川町 133-1-3	300	200
美山連絡所	福井市美山町 7-1	300	2,500
越廼連絡所	福井市菜崎町14-32	500	300
清水連絡所	福井市風巻町 28-8-1	300	4,000

※納入数は見込みであり、設置期間中の使用状況によって増減できるものとする。

5 広告

- ・無償提供者は、広告入り窓口用封筒(以下「窓口用封筒」という。)に広告を掲載できるものとし、その広告の掲載によって得られる収入は、無償提供者に帰属するものとする。
- ・広告掲載料が確保できなかった場合でも、納品を保証するものとする。
- ・広告の募集については、一切の業務を無償提供者の責任において行うものとし、本市が広告の募集者であるかのような誤解を受けることのないように配慮すること。
- ・広告主等及び広告内容は、福井市広告事業実施要綱及び福井市窓口用封筒広告掲載基準を遵守するものとし、広告とそれ以外の情報とは、明確に区別できるように掲載するものとする。なお、無償提供事業者は、掲載する広告主及び広告内容について、事前に市に報告し、審査を受けなければならない。
- ・広告内容に「広告主名称」「連絡先電話番号」を明記するものとする。また、広告に関する問い合わせがあった場合は、事業者が全て対応するものとする。
- ・広告が民間事業者等の広告であること、無償提供であることを明確にするため、原則、広告掲載枠の下方に次の内容を付記するものとする。ただし、広告媒体及び広告掲載枠の大きさ等により、記載場所・内容等については協議の上、決定するものとする。

(例)「この封筒は、広告主の協賛により提供されたものです。」

6 その他

- ・無償提供者は、窓口用封筒の内容に関する苦情その他問題が発生したときは、市と協力し、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。
- ・市から提供する情報については市が、それ以外の情報については無償提供事業者が著作権を持ち、責任を負う。
- ・窓口用封筒の作製、納品に要する費用は、すべて無償提供者が集める広告収入等により全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しない。